

## 保健福祉審議会における分科会体制について

### (1) 分科会の設置について

守谷市保健福祉審議会条例に委員会についての規定はなく、同条例第9条の委任事項に「審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。」との規定があり、本審議会において設置の決定をお願いしています。今後、保健福祉審議会条例内に分科会の設置を明文化することを検討しています。

### (2) 分科会開催に伴う委員謝金について

保健福祉審議会は、守谷市保健福祉審議会条例第6条の規定により委員の半数以上の出席がなければ開くことができません。

このため、分科会開催は、保健福祉審議会の開催扱いとはせず、分科会に出席した委員の手当てを謝金（報償費）により、1人1日当たり2,000円（報酬支払い対象の方のみ）に費用弁償（交通費）相当分を加算した金額で支払うものです。

### (3) 分科会の構成について

本審議会は保健福祉審議会条例第2条により、市長より諮問を受けた事項に対して、答申することが求められています。

しかし、現在の隔月開催の24名の審議会体制では、多岐にわたる福祉分野の求めに都度応じるのは困難な状況にあり、同条例第9条に準じて審議会内に専門的な分科会を設置するものです。

なお、『分科会』は、現在の保健福祉審議会に求められている分野において、効果的に協議を行い、意見をまとめ、保健福祉審議会に提出することを目的とします。

◎『分科会(案)』としては、次の4分野での構成が考えられます。

- ①子ども・子育て分科会（すくすく保育課、のびのび子育て課、おやこ保健課）
- ②地域包括ケアシステム分科会（介護福祉課、健幸長寿課）
- ③健康づくり分科会（保健予防課）
- ④障がい者福祉分科会（健幸長寿課）

## 守谷市保健福祉審議会分科会設置に関する申し合わせ事項（案）

### 1. 分科会の設置について

守谷市保健福祉審議会条例第9条に基づき、本審議会において分科会の設置等を決定する。

### 2. 分科会の設置目的について

保健福祉審議会の所掌事務増加への対応として、より効果的な審議を行うため各分野に分科会を設置し、原則分科会の協議を経て審議会で審議を行う運営方法とする。また、分科会の開催は、計画策定や十分な審議を要する案件等を該当案件とする。

### 3. 分科会の構成について

分科会の名称と所管課は、次のとおりとする。

- ①「子ども・子育て分科会」すくすく保育課、のびのび子育て課、おやこ保健課
- ②「地域包括ケアシステム分科会」介護福祉課、健幸長寿課
- ③「健康づくり分科会」保健予防課
- ④「障がい者福祉分科会」健幸長寿課

### 4. 分科会長について

分科会には分科会長を置き、委員の互選により定める。分科会長は会務を総括する。

### 5. 分科会の招集について

分科会の招集は、分科会長の了解を得て分科会の所管課が招集する。

### 6. 分科会の設置期間について

現任期間の令和9年3月31日までとする。

### 7. 分科会出席に伴う委員報酬等の扱いについて

分科会出席による報酬等は、委員1人1日当たり謝金2,000円に、費用弁償（交通費等）分を加算した金額を支払うものとする。

### 8. 委員以外の出席について

協議内容に必要な情報や意見を求めるときは、委員以外の者の分科会への出席を認める。

### 9. 保健福祉審議会の会長及び副会長について

保健福祉審議会の会長及び副会長は、審議への中立性を確保するため分科会に所属しない。ただし、特段の事情を有する場合はこの限りでない。